

四日市市告示第61号

四日市市廃棄物搬入管理要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成28年3月3日

四日市市長 田中 俊行

四日市市廃棄物搬入管理要綱の一部を改正する要綱

四日市市廃棄物搬入管理要綱（昭和54年四日市市告示第12号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、<u>四日市市クリーンセンター（以下「クリーンセンター」という。）</u>、<u>南部埋立処分場（以下「処分場」という。）</u>及び<u>楠衛生センター（以下「衛生センター」という。）</u>への廃棄物の搬入について、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(搬入できる廃棄物の種類)</p> <p>第2条 <u>クリーンセンターへ搬入できる廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第2条第2項に定める一般廃棄物のうち、市の区域内で発生したものとする。</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、<u>北部清掃工場及び南部埋立処分場（以下「処理場」という）</u>への廃棄物の搬入について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(搬入できる廃棄物の種類)</p> <p>第2条 <u>処理場へ搬入できる廃棄物は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第2条第2項に定める一般廃棄物のうち、市の区域内で発生した</u></p>

2 処分場へ搬入できる廃棄物は、次のとおりとする。

(1) 法第2条第2項に定める一般廃棄物のうち、市の区域内で発生したもの

(2) 法第2条第4項並びに廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第2条に定める産業廃棄物のうち、市の区域内で発生し、安定無害で処分場における埋立に支障がないと市長が認めたもの

3 衛生センターに搬入できる廃棄物は、法第2条第2項に定める一般廃棄物のうち、市の区域内で発生したものであって、市の一般廃棄物処理基本計画で定める資源物とする。

(処理困難物等の搬入禁止)

第3条 市長は、処理にあたって環境衛生上著しく支障が生じ、又は処理する

もの

(2) 法第2条第4項並びに廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第2条に定める産業廃棄物のうち、市の区域内で発生し、安定無害で処理場における焼却又は埋立（以下「処理」という）に支障がないと市長が認めたもの

(処理困難物等の搬入禁止)

第3条 市長は、処理にあたって環境衛生上著しく支障が生じ、又は処理する

ことが困難と認められる次の廃棄物について、クリーンセンター及び処分場への搬入を禁止することができる。

クリーンセンター

(1) 熔融不適物（コンクリートく
ず、側溝汚泥等）

(2) 長さおおむね200センチメートルを超える可燃物

(3) 太さおおむね20センチメートルを超える可燃物

(4) 法第2条第3項及び第5項に定める特別管理廃棄物

(5) 毒性又は危険性を有するもの

(6) 甚だしい悪臭を発する等処理に支障をきたすおそれのあるもの

処分場

(1) 可燃物

(2) から (4) まで (略)

(5) 法第2条第3項及び第5項に定める特別管理廃棄物（ポリクロリネイテッドビフェニルを使用する部品を含む廃家電製品等）を、当該部品を除去するために

ことが困難と認められる次の廃棄物について、処理場への搬入を禁止することができる。

北部清掃工場

(1) 不燃物

(2) プラスチックくず、ゴムくず
及び皮革類

(3) 長さおおむね50センチメートルを超える可燃物

(4) 太さおおむね5センチメートルを超える可燃物

(5) 法第2条第3項および第5項に定める特別管理廃棄物

(6) 毒性または危険性を有するもの

(7) 甚だしい悪臭を発する等処理に支障をきたすおそれのあるもの

南部埋立処分場

(1) 可燃物（プラスチックくず、
ゴムくず、皮革類または長さお
おむね50センチメートル若し
くは太さおおむね5センチメー
トルを超える可燃物を除く。）

(2) から (4) まで (略)

(5) 法第2条第3項及び第5項に定める特別管理廃棄物（ポリクロリネイテッドビフェニルを使用する部品を含む廃家電製品を、当該部品を除去するために

処分場に一時保管する場合を除く。)

(6) 及び (7) (略)

- 2 市長は、再利用又は資源化が可能であると認める廃棄物であって、市を介さずとも資源化が可能と判断できるものについて、クリーンセンター、処分場及び衛生センターへの搬入を中止することができる。

(搬入できる日及び時間)

第4条 廃棄物のクリーンセンターへの搬入は、8時30分から12時まで及び13時から16時30分までとする。ただし、日曜日及びあらかじめ市長の指定する日は休業とする。

- 2 事業者は、土曜日は廃棄物を搬入できないものとする。

- 3 処分場への廃棄物の搬入は、市長が認めた場合に限り、行うことができる。

- 4 衛生センターへの廃棄物の搬入は、8時30分から12時まで及び13時から16時までとする。ただし、土曜日、日曜日及びあらかじめ市長の指定する日は休業とする。

- 5 (略)

(許可申請)

第5条 事業活動に伴って生じた廃棄物をクリーンセンターへ搬入しようとする者は、廃棄物搬入許可申請書(第1

南部埋立処分場に一時保管する場合を除く。)

(6) 及び (7) (略)

- 2 市長は、再利用又は資源化が可能であると認める廃棄物について、処理場への搬入を中止することができる。

(搬入できる日及び時間)

第4条 廃棄物の処理場への搬入は、8時30分から12時まで及び13時から16時までとする。ただし、土曜日、日曜日及びあらかじめ市長の指定する日は休業とする。

- 2 (略)

(許可申請)

第5条 事業活動に伴って生じた廃棄物を処理場へ搬入しようとする者は、廃棄物搬入許可申請書(第1号様式)に

号様式) によって市長に申請しなければならない。ただし、反復継続して搬入(おおむね年に3回以上の搬入)しない場合はこの限りでない。

2 (略)

(利用者の遵守事項)

第10条 利用者は、許可書記載事項のほか次の事項を遵守しなければならない。

- (1) (略)
- (2) 廃棄物はあらかじめ可燃物並びに粗大物、破砕物、溶融不適物及び資源物に分け、それぞれ指定されたクリーンセンター、処分場及び衛生センターへ搬入すること。
- (3) (略)
- (4) 土木、建築工事等によって生じた廃棄物をクリーンセンターへ搬入しようとするときは、その都度排出者の排出確認書(第4号様式)を市長に提出すること。
- (5) 廃棄物をクリーンセンターへ搬入するときは、廃棄物搬入許可書又はその写しを携帯し係員から求められた場合はこれを提示すること。
- (6) クリーンセンター、処分場及び衛生センターにおいては安全確保に十分留意して作業すること。

よって市長に申請しなければならない。ただし、反復継続して搬入(おおむね年に3回以上の搬入)しない場合はこの限りでない。

2 (略)

(利用者の遵守事項)

第10条 利用者は、許可書記載事項のほか次の事項を遵守しなければならない。

- (1) (略)
- (2) 廃棄物はあらかじめ可燃物並びに粗大物、不燃物及び焼却不適物に分け、それぞれ指定された処理場へ搬入すること。
- (3) (略)
- (4) 土木、建築工事等によって生じた廃棄物を処理場へ搬入しようとするときは、その都度排出者の排出確認書(第4号様式)を市長に提出すること。
- (5) 廃棄物を処理場へ搬入するときは、廃棄物搬入許可書又はその写しを携帯し係員から求められた場合はこれを提示すること。
- (6) 処理場においては安全確保に十分留意して作業すること。

と。

- (7) クリーンセンター、処分場及び衛生センターにおいては係員の指示に従うこと。

(災害時等の取扱い)

第11条 クリーンセンター、処分場及び衛生センターの長は、災害防止、防疫等のため必要に応じて廃棄物の各施設への搬入を禁止することができる。

(損害賠償等)

第12条 クリーンセンター、処分場及び衛生センターの構内において施設その他の物件を毀損し、若しくは滅失した者又は第三者に損害を与えた者はその損害を賠償しなければならない。

2 (略)

(損害の帰属)

第13条 クリーンセンター、処分場、衛生センター及びその附属設備の使用により、又はこの要綱に基づく処分によって、利用者に生じた損害については、本市は一切その責任を負わない。

- (7) 処理場においては係員の指示に従うこと。

(災害時等の取扱い)

第11条 処理場の長は、災害防止、防疫等のため必要に応じて廃棄物の処理場への搬入を禁止することができる。

(損害賠償等)

第12条 処理場の構内において施設その他の物件を毀損し、若しくは滅失した者又は第三者に損害を与えた者はその損害を賠償しなければならない。

2 (略)

(損害の帰属)

第13条 処理場及びその附属設備の使用により、又はこの要綱に基づく処分によって、利用者に生じた損害については、本市は一切その責任を負わない。

第1号様式及び第2号様式を次のように改める。

第1号様式

廃棄物搬入許可申請書

年 月 日

四日市市長

郵便番号
住 所
申請者
ふりがな
氏 名
T E L
印
(法人にあつては所在地、名称及び代表者氏名)

四日市市廃棄物搬入管理要綱第5条の規定により次のとおり申請します。

申請者の業種		
廃棄物の種類		
搬入量及び期間 搬 入 回 数	数 量	月 ・ 年 kg ・ t
	回 数	週 ・ 月 ・ 年 回
運搬する業者	住 所 氏 名	

- ・添付書類 1. 車両調書（業者運搬の場合は不要）
2. 処理処分計画書

処 理 処 分 計 画 書 (単位 トン)

廃棄物の種類	年間総排出量 (見込み)	処 理 処 分 方 法		
		自己処理	資 源 化	市処理場へ
合 計				

主な減量方法

- | | |
|--|-------------------------------------|
| <p>1. 資源化</p> <p>3. 焼却して減量する。
(焼却炉設置の届出がある場合)</p> <p>5. その他 ()</p> | <p>2. 再生利用する。</p> <p>4. 工程等の合理化</p> |
|--|-------------------------------------|

車 両 調 書

車種及び車名	登録番号	最大積載量	所有者又は使用者

- ※ レンタカー（傭車）を使用する場合は、「所有者又は使用者」欄へ「レンタカー」と記入すること。
- ※ レンタカー（傭車）を使用する場合は、許可証を持参すること。
- ※ 四日市市クリーンセンターへは、車両総重量10^t以上の車両では搬入はできません。

第2号様式

廃棄物搬入許可書

許可番号 第 号 一

住 所

氏 名 印

年 月 日付で申請のあった、廃棄物の搬入について次のとおり許可する。

年 月 日

四日市市長 印

廃棄物の種類		
許可期間	年 月 日 から 年 月 日まで	
搬入先	四日市市クリーンセンター	
運搬する業者	住 所 氏 名	
搬入車両	別紙のとおり（自己搬入車両の届出がある場合のみ）	
許可条件		

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(環境部生活環境課)